

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

富谷市地域水田農業推進協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
富谷市地域水田農業推進協議会	5,447,000	5,447,000	5,202,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

5,447,000円

阿部 8月20日

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				雑穀			その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物					
1	大豆のブロックローテーションに対する助成	1	10,000		1,000															1,000	1,000,000	
2	飼料作物作業効率化支援	1	2,500			1,200														1,200	300,000	
3	耕畜連携・集積助成(わら利用)	3	8,000					2,200												2,200	1,760,000	
4	地域振興作物助成①	1	10,000										130							130	130,000	
5	地域振興作物助成②	1	10,000												520	20				540	540,000	
6	高収益作物生産拡大支援	1	8,000															140		140	112,000	
7	飼料用米多収品種支援	1	8,000					1,700												1,700	1,360,000	
8	複数年契約加算	1	12,000																	0	0	
																				0	0	
合計(基幹)※4			実面積	0	1,000	1,200	0	3,900	0	0	0	0	0	0	130	0	520	20	0	140	6,910	※6
合計(二毛作)※4			実面積																			5,202,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

【別紙】高収益作物収益データ整理表

主食用米及び茶の比較

(単位:円/10a)

作物名	農産物販売収入 ①	生産費 ②	①-②	主食用米との差
主食用米	144,000	111,651	32,349	100,251
茶	205,000	72,400	132,600	

※主食用米の販売収入は平成29年度を、生産費は平成28年度を参考

※茶の販売収入及び生産費は「静岡茶」を参考にし、10a当り2,000本栽培で積算

※茶の販売収入の金額は1番茶から4番茶までを収穫した場合の最大値で記載

※茶の生産費に初期投資である苗木代は含めていない

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

個別設定の上限単価になるよう一律に調整する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合(阿部 8月20日)

整理番号1→2→3→4→5→6の順に個別設定の単価を調整する。

6. 高収益作物について

茶

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会		整理番号	1(新規)		
使途名	大豆のブロックローテーションに対する助成					
対象作物	大豆(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a(上限:20,000円/10a)					
課 題	<p>需要に応じた米生産を推進するためには、主食用米から今後需要が見込まれる大豆への転換を図る必要があるが、多年に渡る作付による連作障害により、年々収穫量が減少している。そこでブロックローテーションを定着させるため、現状の経費よりも掛かる経費が増加するため、その経費の7割を支援するため単価設定する。</p> <p>大豆の連作障害回避のためブロックローテーションを実施し、収穫量の増加を図り、宮城県の標準的な単収(103kg/10a)になることを目標とする。</p> <p>現状(2019年度)では作付け面積が32.4ha、そのうちブロックローテーションによる取組面積が4.6ha、単収が10aあたり45.2kgであるが、2020年度にはそれぞれ34ha、10aha、60kgを協議会の目標に設定し、取り組みの推進を図る。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	①大豆の作付面積 ②ブロックローテーション面積 ③平均単収	目標	-	-	-	34.0ha 10.0ha(29%) 60.0kg/10a
		実績	-	-	32.4ha 4.6ha(14%) 45.2kg/10a	-
内 容	ブロックローテーションに取り組み、大豆生産を行う農業者等に対し、作付面積に応じ定額助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む地域水田農業ビジョンで定められた担い手農業者又は集落営農とし、ブロックローテーションに取り組むこと。</p> <p>2 取組要件 ①実需者等への出荷、販売を行うこと。 ②ブロックローテーションを実施し、隔年で大豆播種すること。(大豆以外から大豆への転換)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 ・出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)及び地域水田農業ビジョンの担い手リストで、対象者を確認する。</p> <p>2 取組条件 ①出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)により確認する。 ②ブロックローテーションの確認のため、昨年度の実績と比較確認する。 ③現地確認(播種期)、作業日誌等により確認する。</p>					
成果等の確認方法	<p>2021年1月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>1 大豆による作付面積やブロックローテーション面積について、交付対象面積を集計・確認する。 2 収量については、JAに出荷後に販売伝票などの書類で確認する。</p>					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会	整理番号	2(継続)			
使途名	飼料作物作業効率化支援					
対象作物	飼料作物(イタリアンライグラス)(基幹作物)					
単 価	2,500円/10a(上限:3,000円/10a)					
課 題	<p>飼養農家数が横ばい状態になっている畜産業ではあるが、繁殖牛の販売価格の上昇から市場からの需要も高く安定的な飼養頭数となっており、安定的な飼料の供給は不可欠である。現状では市の飼育頭数は約150頭であり、飼料作物必要面積はおよそ15haであるが、これから増頭を計画している農家もあり、必要面積に不足が生じる場合が考えられるのが現状である。しかしながら、飼料作物の作付を管理できる範囲での農地の確保が難しくなっており、増やしたい畜産農家と増えない飼料作物の実情を踏まえ、地域との連携を今後は水稲以外で需要が伸びる可能性がある分野として着目している。今後も飼料作物の需要があるため作付面積を拡大しつつ、生産の効率化を図るため、5ha以上の集積を行い、機械化を行うことによって作業時間の短縮に努め、必要面積の確保に向け推進する。しかしながら、作付していた箇所が転用により面積の減少が生じ、新規箇所での作付を模索しており、引き続き地域への打診を続け、目標面積の作付を目指すものである。</p> <p>2019年度時は現状の作業時間は聞き取り調査により10a当たり11.0時間であるが、2020年度では作業機械の更新も視野にいれて、10.5時間まで短縮することを協議会の目標とする。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	①取組面積 ②作業時間削減 (10a当たり) ③集積率	目標	-	-	11.5ha 11.0h/10a 58.0%	12.0ha 10.5h/10a 60.0%
		実績	-	10.7ha 11.0h/10a 54.1%	9.9ha 11.0h/10a 54.1%	-
内 容	水田農業ビジョンに定められた担い手が作業集積し、対象作物を作付けした場合、作付面積に応じて、作付けを行った担い手に対し定額助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む地域水田農業ビジョンで定められた担い手農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 ①飼料作物とし、自家利用計画の策定や、実需者等との利用供給協定の締結、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②自作地又は農作業受委託契約を締結した受託地において利用供給協定を締結し、集積した飼料作物の作業面積が5ha以上とする。 ③基幹4作業(耕起及び整地、播種、収穫、乾燥、調製及び出荷)のうち、2区分以上実施されているものとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 ・出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(自家利用計画、利用供給協定書、販売伝票、作業日誌等)及び地域水田農業ビジョンの担い手リストで、対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 ①出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(自家利用計画、利用供給協定書、販売伝票、作業日誌等)により確認する。 ②営農計画書及び現地確認。 ③作業日誌により基幹作業を行っていることの確認をし、水田台帳、土地登記簿等の公的資料等の照合等により、集積面積を確認する。</p>					
成果等の 確認方法	<p>2020年12月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>1 飼料作物(イタリアンライグラス)による作付面積について、交付対象面積を集計。 2 作業時間について聞き取り調査により、確認する。</p>					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会		整理番号	3(継続)		
使途名	耕畜連携・集積助成(わら利用)					
対象作物	飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)					
単 価	8,000円/10a(上限:12,000円/10a)					
課 題	<p>飼養農家数が横ばい状態になっている畜産業ではあるが、繁殖牛の販売価格の上昇から安定的な飼養頭数となっており、安定的な飼料の供給は不可欠である。市の飼養頭数は150頭であるが、年間必要量500kgであり、市内のみならず農協管内の畜産農家への供給を行っており、必要量を賄いきれていないのが現状である。そのため、飼料用として生産した米の稲わらを余すことなく飼料用の稲わらとして利用するため、耕畜連携の取組を図ることとする。利用率を向上させ、収益につながるよう飼料用米生産農家と畜産農家の連携を推進していく。また、作業の効率化を図るため集積を行い、1ha以上の集積を対象とする。この活用の有用性は高く、助成の対象となることで耕畜連携を行っており、助成対象事業から外れた場合には耕畜連携自体の実施が難しいことが懸念されるため、継続することが望ましいが、定着率が高いため、要件を引き上げ事業とした。また、需要の増加に伴い種子費用の増加やフレコン出荷に伴う経費の増加に対応するため助成単価の引き上げを引き上げるものとする。</p> <p>現状(2019年度)でのわら利用面積は目標25haに対して18haであるが、集積要件により対象外となったためと考えられる。今後も畜産農家の作業効率化も図られるため、大規模に集積を図りつつ、飼料用米の作付面積の75%以上のわらが利用されるよう、2020年度では22haの利用を協議会の目標とする。</p>					
目 標	①飼料用米作付面積 ②わら利用面積 ③飼料用米作付面積の内耕畜連携助成(わら利用)に取り組んでいる割合	目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		実績	-	-	28.9ha 18.0ha 62%	32.0ha 24.0ha 75%
内 容	<p>・わら利用助成(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) 上記の取組をした場合、その取組面積に応じた助成を行う。(なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組の選択とし、重複助成はしない。)</p>					
具体的要件	<p>1 助成対象者 ・連携の相手方となる者との間に、(3年間以上を締結期間とする)利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する農業者または集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 ①わら利用は利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、かつ1ha以上の作業面積で、次の全ての事項を満たしていること。 ②当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。 ③そのわらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。 ④刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 ⑤新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ⑥飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙1の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書、交付申請書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書(自家利用計画書)、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷、販売を行ったことが確認できる書類で対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 現地確認、営農計画書、新規需要米認定結果通知書、利用供給協定書(自家利用計画書)、出荷契約書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫を行ったことのわかる書類により、わら利用を確認する。</p>					
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 わら利用面積については、交付対象面積を集計。					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙1)

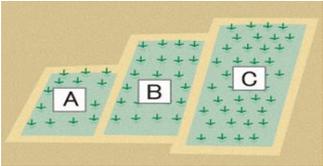
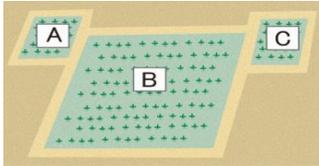
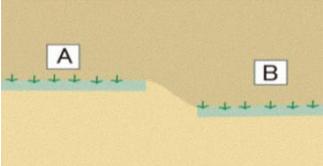
生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きょ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	
地域内流通	富谷市内の需要者への出荷

(別紙2)

団地化における連担等の要件

同一の農業者によって経営(農作業受託は除く)される2筆以上の農地がまとまりを構成しているもの。

<p>①</p> 	<p>②</p> 	<p>③</p> 
<p>2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの</p>	<p>2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</p>	<p>2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</p>
<p>④</p> 	<p>⑤</p> 	
<p>段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの</p>	<p>2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p>	

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会	整理番号	4(継続)			
用途名	地域振興作物助成①					
対象作物	曲がりねぎ・いちご(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a(上限:20,000円/10a)					
課 題	<p>収益の上がる野菜を目指すために、市場からの需要も高い、「曲がりねぎ」に着目し、出荷を進める。「曲がりねぎ」は市場出荷が右肩上がりで需要が伸びており、今後も高い需要が見込まれる。今後は作業の省力化を図りながら、協議会の生産面積の拡大を図る。特に農協管内としても「曲がりねぎ」の出荷額を1億円を目標としているが、その額にはまだまだ足りず、今後も生産額を増やすことが課題である。ただし、「曲がりねぎ」はその栽培方法から、通常のねぎ栽培の工程に加えて最後に「やとい」と言われる工程があり、手間がかかるために敬遠されがちであり、栽培面積の減少傾向につながっている。そのため、引き続きJAと協力して市町村単独事業である管理機等の助成(市及びJAで合わせて総額の3分の2補助)を行い取り組みやすくするとともに、JAでは専門の指導員を配置しており、指導員による指導を強化しながら取組者や面積の増加を図る。</p> <p>また、富谷市ではシティブランドの確立のために、「スイーツのまち」を掲げ、スイーツの原料となる野菜類を追加していくこととし、その中で「いちご」を選定し、スイーツ店への販売を始め定着を図るものである。</p> <p>現状(2019年度)では作付面積が目標1.1haに対して実績1.3haと増加した。これは需要の増加に伴った作付拡大が浸透してきた結果で、今後もスイーツの原料の品目も増えたことで規模拡大を図り、2020年度では1.5haを協議会の目標とする。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	—	1.0ha	1.1ha	1.5ha
		実績	1.2ha	0.9ha	1.3ha	—
内 容	水田農業ビジョンに定めた地域振興作物を作付けした場合、作付面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 収穫・出荷・販売を行うこと。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(販売伝票、作業日誌等)で対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 現地確認、出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(販売伝票、作業日誌等)により確認する。</p>					
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 作付面積について、交付対象面積を集計。					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会	整理番号	5(継続)		
使途名	地域振興作物助成②				
対象作物	ブルーベリー・ブドウ・イチジク・クリ・ラズベリー・茶木(基幹作物)				
単 価	10,000円/10a(上限:20,000円/10a)				
課 題	<p>富谷市ではシティブランドの確立のために、「スイーツのまち」を掲げ、スイーツの原料となる果樹の栽培を推進し、特に特産品として進めている「ブルーベリー」のほか、新たな特産品となるよう「ブドウ」「イチジク」「クリ」「ラズベリー」を推奨し、産地化を図ることとしている。また新たな品目として地元で古来より現存する「茶木」の復活を図り茶葉を使ったスイーツや飲料水などへの利用を検討する。地元スイーツ店へ直接販売を行い地産地消することでブランド化もされ、需要も伸びていることから、今後もスイーツに適した品種を検証し、新たな品目の追加を検討する。現在対象とする5品目は需要が高いものの出荷量が少ないために消費者からの需要に対応できておらず、面積拡大は必須である。また、収穫まで期間が必要であり、その間に害獣による被害により面積拡大に支障をきたしている部分もあり、獣害の多い地区は必要に応じて物理柵や電気柵などの対策も推進しながら面積拡大につなげる。他にも新たな取組であるために栽培方法が確立していないため枯らしてしまう場合が多く、再度の再開が難しく栽培を断念してしまう場合もあり、今後は新規栽培者が栽培しやすいよう栽培マニュアルを作成して新規者を増やす対策を講じる。</p> <p>現状(2019年度)では作付面積が目標5.3haに対して4.5haであるが、収穫まで時間のかかる果樹への作付が伸び悩んでおり、2020年度は後継者に引き継げるような植栽方法を確立した規模拡大を図り、2020年度では5.4haを協議会の目標とする。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	—	4.9ha	5.3ha	5.4ha
		実績	4.0ha	4.5ha	—
内 容	水田農業ビジョンに定めた地域振興作物を作付けした場合、作付面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。				
具体的要件	<p>1 助成対象者： 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 収穫・出荷・販売を行うこと。ただし、新植(5年まで)などで収穫を行うことが出来ない生育段階の対象作物については、市などの指導による栽培指針に沿った管理を行うことで対象とする。</p>				
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(販売伝票、作業日誌等)で対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 現地確認、市などの指導による栽培指針に沿って、肥培管理を行った又は出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(販売伝票、作業日誌等)により確認する。 また、植栽年については、上記と併せて農家への聞き取りを行う。</p>				
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 作付面積については、交付対象面積を集計。				
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会		整理番号	6(継続)		
使途名	高収益作物生産拡大支援					
対象作物	地力増進作物(ひまわり、レンゲ、なたね(なののはな)) (基幹作物)					
単 価	8,000円/10a(上限:12,000円/10a)					
課 題	<p>富谷市では、全農地に対する農振農用地の割合が約30%と低く、高収益作物を作付する農地は、沢田などの条件不利な農地での栽培が多く、そのため毎年同じ農地で同じ作物による作付が行われる傾向が強いため、連作障害による収量の減少が市全体で顕著にみられ、昨今の大きな課題となっています。</p> <p>そこで高収益作物の生産拡大を図るため、地力増進作物(ひまわり、レンゲ、なたね(なののはな))を植栽し、開花時は蜜蜂の蜜源として利用し、その後は田にすき込みを行い、地力回復と連作障害回避として、当年度または次年度の作付につなげるようにする。また、地力増進作物を植える副次的な効果で養蜂事業との連携も可能であり、新たな産業との連携や土地利用の回転率を上げることで収入増につなげるものです。市内農家でもすき込み後のほ場での野菜の品質が高く、肥料使用量も削減することができ、サイクル化することが必須であると考えるところです。ほかにも大豆のブロックローテーション作物としても活用でき、次年度からは麦のブロックローテーション作物として利用を進めており、今後もブロックローテーション作物として需要が高まるのが予想され、大豆や麦の作付拡大には欠かせない作物になると考えます。ブロックローテーション作物に組み込んだことで前作付の影響を受けないように耕起の増加や整地に作業量が増加するため、作業労賃に対する5割を支援するものとする。</p> <p>現状(2019年度)では作付面積が目標で0.8haに対して1.2haで目標を達成していますが、ブロックローテーション作物としての需要が拡大していることから、今後も面積拡大を図り、2020年度では1.4haを協議会の目標とする。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	—	0.6ha	0.8ha	4.5ha
		実績	0.0ha	0.2ha	1.2ha	—
内 容	水田農業ビジョンに定めたその他の地域振興作物として、地力増進作物(ひまわり、レンゲ、なたね(なののはな))を作付けした場合、作付面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 地力増進作物を栽培し、その後すき込みを行い、野菜などの高収益作物を生産することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 ①対象作物については、地力増進作物(ひまわり、レンゲ、なたね(なののはな))とする。 ②対象作物については、地力増進となることを目的としているため肥培管理などを行い、閉花後にすき込みを行うことで対象とする。また、当年度または次年度はすき込みを行ったほ場に販売を目的とした高収益作物の作付及び生産物の出荷・販売を行うこと。一方、作付や生産物の出荷・販売を行わなかった場合は、当該交付分の返還に応じることに同意していること。 ③対象作物がれんげやなたね(なののはな)の場合、越冬を必要とするため、花の咲いた年度の1期目として対象とする。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、種子の購入伝票、作業日誌で対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 ①種子の購入伝票などにより確認する。 ②現地確認を行い、品種による花の開花及び田へのすき込みを確認する。また、高収益作物等の販売伝票などにより確認する。</p>					
成果等の 確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 作付面積については、交付対象面積を集計。					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会		整理番号	7(継続)		
使途名	飼料用米多収品種支援					
対象作物	飼料用米(多収品種)(基幹作物)					
単 価	8,000円/10a(上限:12,000円/10a)					
課 題	<p>需要に応じた米生産を推進するためには、主食用米から今後需要が見込まれる飼料用米への転換を図る必要がある。特に、輸入に依存しており経営費の削減が必要不可欠であることから、多収品種の導入を推進し収益力の向上を図る必要がある。富谷市の現状は多収品種を作付することにより10a当たりの単収は608kg(市調査)で多収品種の全国平均収量568kg(平成28年度農林水産省政策統括官・飼料用米の推進について)を上回ったものの台風の影響で前年度より単収は落ちている。多収品種作付面積については、16haで市内の飼料用米による取組の約55%程度となっている。これは主に専用品種の種子の確保が難しいのと、農作業を別個に分けて行う必要があり、作業効率の観点から農家の方が敬遠する傾向があるのが原因であると考えられる。また、出荷方式でフレコン方式を採用しているため、一部の農家や協力農家のみが出荷可能な点も要因であると考えられる。そのような要因を解消し、収量をさらに増やしつづ取組面積を拡大する必要がある。</p> <p>また、大豆の連作障害の回避としてブロックローテーションを行う作物としても有用であることから、多収品種の取組を支援することで、地域の飼料用米の増大と安定化を図ることとする。</p> <p>現状(2019年度)では、目標15.0haに対して16.0haの作付をしているが、飼料用米として需要の高い専用品種の種子を確保して、2020年度には17.0haに拡大することを協議会の目標とする。</p>					
目 標	①多収品種の導入面積 ②10a当たり収量	目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		実績	10.4ha 617kg/10a	14.4ha 627kg/10a	16.0ha 608kg/10a	17.0ha 640kg/10a
内 容	収量の向上等を図るため、飼料用米を多収品種で作付した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 ①収穫・出荷・販売を行なうこと。 ②新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ③多収品種で取組む飼料用米に限る。 ④フレコンによる出荷を必須とすること。</p> <p>※多収品種とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収の品種であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったことので分かる書類(出荷契約書、作業日誌等)で対象者を確認する。</p> <p>2 取組要件 ①現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売・収穫を行なったことので分かる書類(出荷契約書、作業日誌等)により確認する。 ②新規需要米認定結果通知書により確認する。 ③多収品種の種子購入伝票。自家採種の場合は、自家採種の種子による取組申請書及び導入当初の購入伝票により確認する。</p>					
成果等の 確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 多収品種による作付面積について、交付対象面積を集計。					
備考	2020年度の取組の検証を行いながら次年度以降も継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	富谷市地域水田農業推進協議会	整理番号	8(新規)		
使途名	複数年契約加算				
対象作物	飼料用米(基幹作物)				
単 価	12,000円/10a				
課 題	<p>飼料用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。</p> <p>現状(2019年度)では契約数量80.1t、作付面積15.4haであるが、面積拡大を図り、2020年度では契約数量95.3t、作付面積18.3haを協議会の目標とする。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	①複数年契約取組面積	目標	—	—	15.4ha 80.1t
	②複数年契約数量	実績	—	—	—
	③飼料用米作付面積	目標	—	—	28.9ha 150.1t
④飼料用米出荷数量	実績	—	28.1ha 145.7t	28.9ha 150.1t	—
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、飼料用米を作付けする取組を支援する。				
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むもの)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。</p> <p>① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>				
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等) ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 				
成果等の確認方法	<p>○2020年11月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組面積: 支払対象面積 ・作付面積・数量: 新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書 				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙3)

生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きょ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	
地域内流通	富谷市内の需要者への出荷